

議案第37号

幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例

幕別町立へき地保育所条例（昭和40年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表備考4の表中

「

第3階層	4,000円
第4階層	5,000円
第5階層	5,500円

」を

「

第3階層	2,000円
第4階層	2,000円
第5階層	2,000円

」に改

める。

別表備考6中「関わらず」を「かかわらず」に改め、「、4に掲げる世帯」の次に「又は第2階層の世帯」を加え、備考6の表を次のように改める。

第1欄	第2欄
ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる保育児童（4に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する保育児童を除く。）	保育料金表に定める額×0.5
イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる保育児童	0円

（注） 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表備考に次のように加える。

- 7 所得割課税額が169,000円未満の世帯であって、支給認定子どもの保護者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合における最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる3歳未満の支給認定子どもの保育料は5及び6にかか

わらず0円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。